

報告事項No. 1

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 件名

「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」(案)の制定

(2) 内容

条例の対象である川崎市立学校から川崎市立看護短期大学を除いている箇所、新たに設置される川崎市立看護大学を加えるもの

2 臨時代理を行った日

令和3年8月27日

3 臨時代理を行った理由

令和3年9月15日開催の教育委員会定例会以前に、9月2日に開会する令和3年第3回市議会定例会へ条例議案を提出する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）

（川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第 1 条 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年川崎市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「川崎市立看護短期大学」を「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学」に改める。

（川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第 2 条 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 2 年川崎市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「川崎市立看護短期大学」を「川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

制 定 理 由

川崎市立看護大学条例の制定に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、川崎市立学校（<u>川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学</u>を除く。以下「市立学校」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項及び第3項並びに第6条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、川崎市立学校（<u>川崎市立看護短期大学</u>を除く。以下「市立学校」という。）の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成2年10月11日条例第34号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第4条第1項の規定に基づき、川崎市立学校(川崎市立看護大学及び川崎市立看護短期大学を除く。)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成2年10月11日条例第34号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第4条第1項の規定に基づき、川崎市立学校(川崎市立看護短期大学を除く。)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(以下 略)</p>